

平成 2 2 年第 3 回八峰町議会臨時会会議録

平成 2 2 年 4 月 2 8 日（水曜日）

議 事 日 程 第 1 号

平成 2 2 年 4 月 2 8 日（水曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 選挙第 1 号 議長選挙について
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 選挙第 2 号 副議長選挙について
- 第 7 発議第 9 号 八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について
- 第 9 常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 1 0 選任第 2 号 八峰町運営委員会委員の選任について
- 第 1 1 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 1 2 選任第 3 号 議会広報委編集委員会委員の選任について
- 第 1 3 議会広報編集委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 1 4 選挙第 3 号 能代山本広域市町村圏組合議会議員選挙について
- 第 1 5 選挙第 4 号 能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員選挙について
- 第 1 6 選任第 5 号 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 第 1 7 選挙第 6 号 八峰町選挙管理委員及び同補充員選挙
- 第 1 8 議案第 4 8 号 専決処分事項の報告について
(八峰町税条例の一部を改正する条例)
- 第 1 9 議案第 4 9 号 専決処分事項の報告について
(八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 2 0 議案第 5 0 号 専決処分事項の報告について
(平成 2 1 年度八峰町一般会計補正予算 (第 1 6 号))

- 第 2 1 議案第 5 1 号 専決処分事項の報告について
(平成 2 1 年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算 (第 3 号))
- 第 2 2 議案第 5 2 号 専決処分事項の報告について
(平成 2 1 年度八峰町宮簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 第 2 3 議案第 5 3 号 専決処分事項の報告について
(平成 2 1 年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号))
- 第 2 4 議案第 5 4 号 専決処分事項の報告について
(平成 2 1 年度八峰町漁業集中排水事業特別会計補正予算 (第 2 号))
- 第 2 5 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度八峰町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 6 議案第 5 6 号 八峰町監査委員の選任について
- 第 2 7 議案第 5 7 号 八峰町監査委員の選任について
- 第 2 8 議案第 5 8 号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第 2 9 議案第 5 9 号 八峰町教育委員会委員の任命について

出席議員 (1 4 人)

1 番 松 岡 清 悦	2 番 見 上 政 子	3 番 柴 田 正 高
4 番 丸 山 あつ子	5 番 門 脇 直 樹	6 番 腰 山 良 悦
7 番 皆 川 鉄 也	8 番 福 司 憲 友	9 番 山 本 優 人
1 0 番 佐 藤 克 實	1 1 番 阿 部 栄 悦	1 2 番 鈴 木 一 彦
1 3 番 芦 崎 達 美	1 4 番 須 藤 正 人	

欠席議員 (0 人)

説明のため出席した者

町 長	加 藤 和 夫	副 町 長	佐々木 正 憲
教 育 長	千 葉 良 一	会 計 課 長	伊 藤 進
総 務 課 長	嶋 津 宣 美	企 画 財 政 課 長	米 森 昭 一
福 祉 保 健 課 長	佐々木 充	管 財 課 長	伊 勢 均

税 務 課 長	小 林 孝 一	学 校 教 育 課 長	辻 正 英
生 涯 学 習 課 長	齊 藤 英 市 郎	産 業 振 興 課 長	須 藤 徳 雄
農 業 振 興 課 長	松 森 尚 文	建 設 課 長	武 田 武
幼 児 保 育 課 長	加 賀 谷 敏 一	農 業 委 員 会 局 長	小 林 慶 範
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	木 村 学	町 営 診 療 所 事 務 局 長	金 平 嘉 孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書 記 船山厚子

午前10時00分開会

○議会事務局長（岡田辰雄君） 皆様、おはようございます。八峰町議会事務局長の岡田でございます。

本臨時会は、八峰町長及び八峰町議会議員一般選挙後初めての議会でございます。地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間は出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の阿部栄悦議員をご紹介します。阿部議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（阿部栄悦君） はい。

ただいま紹介をいただきました阿部栄悦でございます。地方自治法の規定によって臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから平成22年第3回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は14名です。

本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を議題とします。

朗読させます。岡田事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） はい。

朗読の前に皆様をお願いいたします。お手元の議案の中の「八峰町臨時議会議長」と書かれている隣の空白の部分に「阿部栄悦」と。また、議長が選出されたときには、「八峰町議会議長」と書かれている隣の空白部分に選出された議長の氏名をお書きく

ださるようお願いいたします。

それでは、朗読いたします。

選挙第1号 議長選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定により、八峰町議会議長を
選挙する。

平成22年4月28日提出

八峰町議会臨時議長 阿部 栄悦

以上でございます。

○臨時議長（阿部栄悦君）この選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（阿部栄悦君）ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。

八峰町議会会議規則31条第2項の規定によって、立会人に1番松岡清悦君、3番柴田正
高君、4番丸山あつ子さんの3名を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（阿部栄悦君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（阿部栄悦君）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱確認）

○臨時議長（阿部栄悦君）はい。異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○臨時議長（阿部栄悦君）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（阿部栄悦君）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。松岡清悦君、柴田正高君、丸山あつ子さんの3名は、開票の立ち会いをお願いいたします。開票を始めてください。

(開 票)

○臨時議長（阿部栄悦君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち、見上政子さん1票、須藤正人君13票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、須藤正人君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

(議場解鎖)

○臨時議長（阿部栄悦君） ただいま議長に当選されました須藤正人君が議場におられます。八峰町議会規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

当選された須藤正人君より就任のごあいさつをお願いいたします。就任のあいさつは、演台でお願いします。

○議長（須藤正人君） 同僚議員の皆様方のたくさんのご指示をいただきまして、議長を務めることになりました。本当にありがとうございます。今、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。阿部前議長は、八峰町の初代議長として、秋田県の町村議会議長会の会長として、また、東北・北海道の議長会会長として、力強いリーダーシップを発揮され、町村議会の発展に大きく貢献をされてきたことに対し、心から敬意を表する次第であります。また、去年は、天皇陛下から園遊会に招かれ、夫婦揃ってご出席なされたことは、八峰町議会の誇りであり、荣誉でもあると思います。

この4年間のご労苦に対し、心からご慰労を申し上げます。

選挙戦前に、北羽新報の聞き取り調査がありました。「一人はみんなのために、みんなは一人のために」、政治姿勢における座右の銘を書かさせていただきました。弱い人にはみんなで手を差し伸べてやる、強い人は、裸になって人のために頑張っている。政治は思いやりの心である、とっております。

私は、4年前に副議長に就任した際に、「和して同ぜず」という言葉を使わせていただきました。また、同じお話を申し上げますが、この14名の議員は、14人14色であると思います。さまざまな考え方、いろんな意見、いろいろな提案があつて当然だと思います。その皆さんの意見を行政に反映させるための潤滑油となり、環境づくりに

専念したいと思っております。もちろん、激しい論戦の後には、和をもってなすことを忘れてはならないと思います。議会と行政との「和」、議員同士の「和」、その「和」を皆さんのご協力のもとにすすめてまいりたいと思います。

どうかよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（阿部栄悦君） 須藤議長は議長席にお付き願います。

仮議長としての任務を終えましたので、退席させていただきますが、4年間皆様から大変お世話になりましたことに対し、心から御礼を申し上げて感謝の気持ちを現したいと思っております。ありがとうございます。

○議長（須藤正人君） それでは、これより議事をすすめます。

日程第3、議席の指定を行います。

議席につきましては、4月22日開催した議員懇談会での申し合わせにより、ただいま着席のとおり指定することといたします。また、同じく申し合わせにより議長席を14番、副議長席を13番とします。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町会議規則第117条の規定により、1番松岡清悦君、2番見上政子さん、3番柴田正高君の3名を指名します。

日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第6、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（須藤正人君） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名します。

八峰町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長（須藤正人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱確認)

○議長（須藤正人君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長（須藤正人君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。丸山あつ子さん、門脇直樹君、腰山良悦君、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票をお願いいたします。

(開票)

○議長（須藤正人君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち、柴田正高君4票、芦崎達美君10票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、芦崎達美君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場解鎖)

○臨時議長（須藤正人君） ただいま副議長に当選されました芦崎達美君が議場におられます。ただいまの副議長選挙において副議長に当選されたことを、八峰町議会会議規則第33条第2項の規定により、告知します。

芦崎達美君より副議長就任のあいさつをお願いいたします。

○副議長（芦崎達美君） ただいま、選挙によりまして、副議長という重責を担うことになりました。微力ではありますが、皆さんの協力をいただきまして、任期4年間を議長のパートナーとして、誠心誠意をもってお務めさせていただきたいとこう思います。お願いを申し上げまして、一言ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（須藤正人君） 新副議長は13番の席に、13番議員は8番の席にご移動を願います。

日程第7、発議第9号、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。議案の朗読と説明を局長にさせます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） はい。

発議第9号

平成22年4月28日

八峰町議会議長 様

提出者 八峰町議会議員 丸山 あつ子

賛成者 同 上 福司 憲友

〃 〃 門脇 直樹

〃 〃 鈴木 一彦

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

提案の理由でございます。

平成21年9月議会定例会において、八峰町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が可決され、今般の議会議員の選挙から議員定数が16名から14名になったことから、地方自治法第109条の規定に基づき、常任委員会の定数を変更しようとするものでございます。

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

八峰町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「6人」を「5人」に改める、というものでございます。

これにつきましては、先日行われました議員懇談会の席で、定数の変更に伴って委員会をどうするかということで、皆さんからご討議をいただきました。その結果、現状

の3つの委員会でいこうということになりまして、今回、今まで6人の総務委員会のところだけ5人に改めるということでございます。ご承知のとおり、まあ14名ですので、1人が重複するというということになりますが、これについては、地方自治法の改正がございました。平成18年の改正になりまして、兼ねることができる、というような改正がありましたので、1人だけ兼ねるということで、総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、それぞれ5人の委員で、委員会を審議するということの改正でございます。よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより発議第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8、選任第1号、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第1項の規定により当職より指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員の選任については、当職より指名いたします。

総務常任委員会委員には、4番丸山あつ子さん、9番山本優人君、8番福司憲友君、13番芦崎達美君、14番須藤正人の5名を。

産業建設常任委員会委員には、3番柴田正高君、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君、10番佐藤克實君、12番鈴木一彦君の5名を。

教育民生常任委員会委員には、1番松岡清悦君、2番見上政子さん、7番皆川鉄也君、11番阿部栄悦君、13番芦崎達美君の5名をそれぞれ選任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員には、ただいま指名のとおり選任することに決定をいたしました。

各常任委員会においては、八峰町議会委員会条例第6条第1項及び同条第2項の規定により、委員長及び副委員長をそれぞれ1名互選願います。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

.....
午前10時33分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。手元には、各常任委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局局長に報告をさせます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) はい。ご報告いたします。

総務常任委員会委員長には、丸山あつ子議員、同じく副委員長には山本優人議員が。産業建設常任委員会委員長には、門脇直樹委員、同じく副委員長には佐藤克實議員が。教育民生常任委員会委員長には、松岡清悦議員、同じく副委員長には皆川鉄也議員がそれぞれ互選されました。

以上でございます。

○議長(須藤正人君) 各正副委員長におかれましては、それぞれの委員会において存分にご活躍くださいますようお願いいたします。

日程第10、選任第2号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第1項の規定により当職より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、当職より指名いたします。
議会運営委員会委員には、5番門脇直樹君、7番皆川鉄也君、9番山本優人君、10番佐藤克實君、13番芦崎達美君の5名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

八峰町議会委員会条例第6条第1項及び同条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

.....
午前10時36分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。手元には議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) はい。ご報告いたします。

議会運営委員会委員長には佐藤克實議員、同じく副委員長には門脇直樹議員が互選されました。

以上でございます。

○議長(須藤正人君) ただいま議会運営委員会の正副委員長の互選結果が報告されましたが、正副委員長におかれましては、円滑な議会運営にご尽力くださいますようお願いいたします。

日程第12、選任第3号、議会広報編集委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員会の委員選任については、議会広報発行規定第3条第2項の規定により当職より指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員の選任については、当職より指名いたします。

議会広報編集委員会委員には、3番柴田正高君、4番丸山あつ子さん、6番腰山良悦君、9番山本優人君、13番芦崎達美君の5名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員には、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

八峰町議会広報発行規定第4条第1項及び同条第2項の規定により、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長それぞれ1名を互選願います。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

.....
午前10時40分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。手元に議会広報編集委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) はい、ご報告いたします。

議会広報編集委員会委員長には芦崎達美議員、同じく副委員長には柴田正高議員が互選されました。

以上でございます。

○議長(須藤正人君) 正副委員長におかれましては、議会だよりの編集等、議会の広報活動にご活躍くださいますようご期待いたします。

日程第14、選挙第3号、能代山本広域市町村圏組合議会議員の選挙並びに日程第15、選挙第4号、能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙の2件は、いずれも各組合議会の出向議員に関する件であります。

お諮りいたします。選挙第3号及び選挙第4号については、一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙第3号及び選挙第4号は一括して議題とすることに決定いたしま

した。

議案の朗読を省略します。

お諮りします。それぞれの組合議会の出向議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。

したがって、各組合出向議員の選挙は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については議長が指名することに決しました。

お諮りいたします。能代山本広域市町村圏組合議会議員には5番門脇直樹君、12番鈴木一彦君を。能代市山本郡養護老人ホーム組合議会議員に7番皆川鉄也君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま当職が指名した5番門脇直樹君、12番鈴木一彦君を能代山本広域市町村圏組合議会議員の当選人に、7番皆川鉄也君を能代市山本郡養護老人ホーム組合議員の当選人にすることに決定いたしました。

ただいま、選任されました議員の皆様におかれましては、それぞれの組合議会において存分にご活躍されるようご期待申し上げます。

日程第16、選挙第5号秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。説明させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) はい。ご説明いたします。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきましては、発足当初、市町村一斉選挙方式だったために、選挙事務が煩雑となっていたことや、議員が選出されていない市町村もあることから、平成21年昨年4月に規約の一部改正をしたところがございます。

これにより選挙方法については、各市町村議会において、当該市町村の長及び議員のう

ちから1人を地方自治法118条の例により、投票または指名推選によって選出する市町村単独選挙方式とし、定数についても県内全市町村から選出できるように、これまでの24人から25人に改正されたところでございます。

また、当該広域連合議員の任期は、同規約第9条によって「関係市町村の長又は、議会の議員としての任期による」と規定されていることから、新たに選出する必要がありまして、本日ご提案申し上げるところでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 投票でお願いします。

○議長（須藤正人君） はい。ただいま2番見上政子議員から投票により決すべきとの動議が出されましたので、この選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（須藤正人君） 暫時休憩をいたします。

午前10時47分 休 憩

.....
午前10時48分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

次に立会人を指名します。

八峰町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に7番皆川鉄也君、8番福司憲友君、9番山本優人君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（須藤正人君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（須藤正人君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（須藤正人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。皆川鉄也君、福司憲友君、山本優人君は、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（須藤正人君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち、見上政子さん3票、須藤正人11票。

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、私が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人となりました。

議場の出入口を開きます。

（議場解鎖）

○議長（須藤正人君） これをもちまして、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の投開票を終了いたします。

日程第17、選挙第6号八峰町選挙管理委員及び同補充員の選挙を議題とします。

議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長が指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員には藤田正彦さん、工藤俊和さん、武田ムツ子さん、下坂順子さん、以上4名の方を指名します。

お諮ります。ただいま指名した4名の方を八峰町選挙管理委員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤田正彦さん、工藤俊和さん、武田ムツ子さん、下坂順子さんが八峰町選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員を指名します。

第1順位 嶋津隆一さん、第2順位 銭谷八重子さん、第3順位 加賀洋子さん、第4順位 山本友文さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した4名の方を八峰町選挙管理委員補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位 嶋津隆一さん、第2順位 銭谷八重子さん、第3順位 加賀洋子さん、第4順位 山本友文さんが八峰町選挙管理委員補充員に当選されました。

加藤町長より発言を求められておりますので、これを許します。

○町長(加藤和夫君) はい、議長。

○議長(須藤正人君) 加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 寒さが続き、農作業への影響が心配されていますが、ようやく桜の開花のニュースが聞かれるようになり、本格的な春の到来となったところであります。

さて、本日、改選後の初議会となる平成22年第3回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただき誠にありがとうございます。

まずは、去る18日に執行されました八峰町議会議員選挙において町民の期待を受けてめでたく当選の栄誉を勝ち取られ、本日、ここに初議会を開催する運びとなりましたことはご同慶に耐えないところであり、改めてお祝い申し上げます。

また、同時に執行されました八峰町長選挙において不肖私が当選させていただき、再度、今後4年間町政の舵取りを努めることになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

選挙期間中、申し上げてまいりましたが、合併新町としてスタートした八峰町の4年間は、新町の組織や施策の統一、旧町村から引き継いだ事業や施策の実施、峰浜庁舎火災の復旧と、新庁舎建設、行財政基盤の確立など一口で言えば基礎作りの4年間であったと思います。これからの八峰町の最大の課題は、地域の基盤となっている農林水産業や商工業、そして観光などの産業を振興させ、一人でも多くの雇用の場を確保し、所得の向上をさせることでもあります。当面は、きめ細かな臨時交付金事業の早期実施や、緊急雇用、雇用創出事業、住宅リフォーム事業、商品券発行事業などを着実に実施して需要を喚起してまいります。

また、年々進行する少子高齢化に対応する施策の強化などの福祉課題、未来の人材を育てる教育、恵まれた自然環境の保全や活用、快適な生活環境づくりなど幅広く住民生活向上に取り組んでいかなければなりませんし、自治会や住民から寄せられる多くの要望に応じていかなければなりません。さらには、合併支援策が薄くなることと、合併10年後から交付税が段階的に減じられることを頭の中に入れ、町が持続できる基盤をつくっていかねばなりません。課題は山積しておりますが、これまで蓄積してきた知識と経験を活かし、八峰町前進のため、2期目も精一杯頑張る覚悟でございます。どうか議員の皆様におかれましても住民の生活を向上させるため、さまざまな角度からご提言いただき、ますますのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第48号、専決処分事項の報告について（八峰町町税条例の一部を改正する条例）は、子ども手当や高校授業料無償化などを受けての個人住民税の扶養控除の改正や生命保険料控除の改組、たばこ税の税率改正を含む改正となっております。

議案第49号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、課税限度額等の改正、非自発的失業者に対する軽減措置、被扶養者に対する保険税軽減の延長を盛り込んだ内容での改正となっております。

議案第50号、専決処分事項の報告について（平成21年度八峰町一般会計補正予算（第16号））は、既定額に487万円を追加して歳入歳出予算の総額を72億4,017万7千円とす

るもので、主な内容としては、観光振興基金に500万円を積立てする以外は、事業の確定によって、補助金や臨時交付金、あるいは町債などの特定財源が変更したものであります。

議案第51号、専決処分事項の報告について（平成21年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第3号））は、既定額に27万7千円を追加して歳入歳出予算の総額を652万5千円とするもので、主な内容としては、造林事業収入があったことから、これを関係団体に交付する内容となっております。

議案第52号、専決処分事項の報告について（平成21年度八峰町営簡易水道会計事業特別会計補正予算（第4号））は、既定額から4,693万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,424万3千円とするもので、主な内容としては、峰浜地区施設改良事業費の確定に伴い、補助金、町債並びに会計歳出予算を減額するものであります。

議案第53号、専決処分事項の報告について（平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））は、既定額から500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,525万8千円とするもので、主な内容としては、埜地区農業集落排水事業費の確定に伴い、町債並びに関係歳出予算を減額するものであります。

議案第54号、専決処分事項の報告について（平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））は、既定額に4万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,210万5千円とするもので、主な内容としては、岩館漁港基盤受託事業費の確定に伴い、歳入歳出を減額し、公債費償還利子を追加するものであります。

議案第55号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、既定額に3,366万3千円を追加して、歳入歳出予算を54億2,663千円とするもので、主な内容としては、農林水産業費の町担い手育成応援事業補助金の追加と、新たに加わった新規需要米生産体制緊急整備事業補助金、地域調整活動推進事業費補助金、さらには土木費の町住宅リフォーム緊急支援事業補助金を計上しております。

議案第56号と議案第57号の八峰町監査委員の選任については、5月15日で任期切れとなる町監査委員について、議会の同意を求めるものであります。

議案第58号と議案第59号の八峰町教育委員会委員の任命については、同じく5月15日で任期切れとなる町教育委員会委員について、議会の同意を求めるものであります。

以上、今臨時議会の議案は12件であります。

詳細については、各議案提案の際説明させますので宜しくご審議の上、適切なお決定

を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 休憩をいたします。11時15分まで休憩します。

午前11時04分 休 憩

.....

午前11時15分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第18、議案第48号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは、議案第48号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3条の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

専決処分書ですが、専決処分の日付は、平成22年3月31日付けで専決処分しております。それでは、一部改正の条例の説明であります。前回皆様のお手元に差し上げた全協の説明資料、そして、今日、皆様のお手元にあります「町税条例の一部改正の逐条説明」という2枚ものの説明資料がありますので、こちらの方でご説明したいと思います。

まず最初に、第19条の改正ですが、この地方税法第321条の8の中の第5項、9項、13項、17項、21項が削除されました。それに伴って町税条例がそこから引用している項番号が変更となるものです。この削除された部分は、それは法人の清算所得課税の廃止によるものであります。清算所得課税というのは解散した法人が精算をする際に、最終的に残余財産が確定した額をもって課税するという、そういうものでありましたが、その方式をやめて、今度、毎年生じる所得に対して課税する方法に改めた。そういう改正によるものです。施行日は平成22年10月1日からです。それで、法人税は税務署のほうに申告になるわけですが、確定した法人税を課税標準として、あちらの法人町民税を賦課していますので、この改正によって、町税も自動的に影響を受けるということになります。

次に、第31条ですが、これも同じく地方税法第312条の中の改正によるもので、引用項番号が変更になるものであります。

次に、第36条3の2の部分ですが、これは今回新たに条文が追加なる部分です。これは、給与所得者の扶養親族の申告書を提出するという、そういう規定であります。そして、この条文の中に、第2項に、地方税法第317条の3の2というのが出てきますのが、それも同じ内容の規定であります。施行日は平成23年1月1日からです。

第36条3の3、これも新たに追加なったものです。こちらは、公的年金受給者の扶養親族の申告書に関する規定であります。そして、その第2項に出てくる地方税法第317条の3の3、これも年金受給者に関する同じ規定であります。でも平成23年1月1日から施行となります。

次、第44条ですが、これは年金特徴に関係する部分ですが、65歳以下で年金を受給している方は、その年金特徴が出来ないということで、不具合が生じたということで、それを平成20年度の形に戻すという、そういう改正でございます。

第45条ですが、第44条に第4項が追加されて、項番号が変わったことに、それに伴う変更でございます。

第48条、これも法人関係ですけれど、清算所得課税の廃止に関係する変更であります。

第50条ですが、これもやはり先ほどの法人の清算所得課税の廃止に伴う変更であります。

で、第54条、資料が第6号となっていますが、「項」の誤りですので、「号」ではなく「項」に訂正していただきたいと思っております。

それから、固定資産税の納税義務者等に関する条文ですが、この中に埋立地使用者のうち、都道府県や市町村や特別区いろいろそういうまあ公共団体に地方開発事業団も名前が列挙されていて、そしてそれ以外の業者をもって所有者とみなす規定がありますが、いわゆる非課税にするという規定なわけですが、その非課税の中から地方開発事業団を除くという、そういう変更でございます。八峰町には変更による影響はございません。

第95条ですが、ここがたばこ税の税率改正の部分です。旧3級品以外のたばこの税率を1,000本あたり3,298円から4,618円に改正するものでありまして、施行日は平成22年10月1日からであります。

附則の13条と13の2、これは読替規定が13条が削除されたことによって、13条の2が

13条に繰り上がったというその変更でございます。

附則第14条の2、これもたばこですが、ここは旧3級品のたばこの税率を1,000本あたり、1,564円から2,190円に改正するというもので、今年の10月1日からです。

それから、附則17条の3、これは新たに追加になった部分でございます。非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例ですが、全協でご説明したように100万円ずつ3年間、そして10年間の取引についてそれを非課税とする規程でございます。施行日は平成25年1月1日からです。

それから、附則第18条の4と附則第18条の5。これは、条約適用に関するものですが、日本と諸外国との間で租税条約というものを結んで、二重課税を回避したり、脱税を防ぐ、そういう目的で条例があるわけですが、その条例に条例だけでなく、同じ目的をもつ国家間の約束についても含めるということで、租税条約「等」というふうに名称が変更になりました。そういう文言がある町税条例の部分が変更になるということです。施行日は平成22年6月1日からです。

なお、この改正条例の附則の4条のところで、たばこ税に関する経過措置というのがございます。10月1日現在にたばこの小売業者が所有しているたばこに関しても、そのときに取引したものとみなされて、その税の差額分が課税されるということです。「いっぱい在庫していると得をするか」というと、そうではないという規則になっております。

説明は以上であります。

- 議長（須藤正人君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。
- 2番（見上政子さん） 2番。

条例の改正というのは、議会の中では重要な任務だと思うのですが、この専決処分にしなければならなかったというのは、まあ国会の様子も見て「4月から実施」ということでわかるのですが、3月31日に専決処分にしなければならなかった、この理由、その前に議会をどうしても開くことができなかつたのか、その点についてお知らせください。

- 議長（須藤正人君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。小林税務課長。
- 税務課長（小林孝一君） はい。ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

国の方からは、税制改正の内容については、全県あるいは全国の税務課長会議等が開

かれて、まあそういう中で流されてはきていますが、肝心なこの地方税法の文言の改正、いろんなほかにもいろんな所得税法とか法人税法とかさまざまなその文言の改正があるわけですが、そういう文言の改正がはっきりと定まって、そして、国から県を通して町のほうに来たのが3月25日、そして、確定版が来たのが3月31日。そういう状況でありますので、議会を開いて審議するという余裕はございませんでした。

○議長（須藤正人君） ほかにありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 3番。

19条の改正について、お尋ねいたします。

従来だと、解散した法人が清算して、最終的には残余財産に課税するという方式であったのが、毎年、生じる所得に対して課税するということになるわけですね。当然解散する現年の所得に対して、課税されるということになるのだと思うのですね。

そして、解散したその年だと財産をいっぱい有したまま解散した場合、ほとんどまあ課税なる額は、もうほとんどないような状況になるのだと思うのですよね。

まあ、国の改定ですので、まああの、仕方ないということなるのだろうと思うのですが、なんかこう一つ腑に落ちないような点もあるんですが、その点について、もう少し詳しく説明してください。

○議長（須藤正人君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） はい。今のご質問の内容ですが、法人税法の話となりますので、申し訳ありませんが、町としてはその確定した法人税額でもって、町民税を賦課するという、ですので、どういうふうに確定させるかというその部分については、町としては詳しい情報は持っておりませんので、ここはあくまでも国税の管轄ということになりますので、ご質問の内容の詳しい情報というのはちょっと持ち合わせておりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（須藤正人君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） はい。この専決処分に対して、反対を。

暇がなかったということですけど、まあ3月31日までの間にどうしてもその暇がな

かったというようなことではちょっと開ければ開ける、そういう条例というのは大事なものであると思いますので。それと、全協でも言いましたけど、非課税世帯が課税世帯になる可能性がある、こういう中身ですので、これは、あらゆる面に影響してきますので反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

この採決は、起立で行います。

本案を承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） はい、起立多数です。

したがって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

日程第19、議案第49号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） はい。それでは、議案第49号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

これも地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

これも町税条例と同じように3月31日で専決処分しております。国保の条例改正につきましては、1枚ものの逐条説明の資料をお手元に差し上げてございますので、それからご説明いたします。

まず、第4条の改正部分ですが、ここはあの課税限度額の変更になります。医療分の課税限度額47万円を50万円。そして、後期高齢者支援の限度額12万円を13万円に引き上げるということで、あわせて4万円の引き上げとなります。それで、国保税の限度額は、医療分、後期高齢者支援分、介護分、3つ該当する方は、73万円となります。

次、第24条ですが、これ今度は、国民健康保険の減額の部分です。この条文の中に限度額を引用している部分がありますので、その限度額が変わることによって、その部分が変わります。そして、全協でもお話しましたが、地方税法第703条の5の第1項というのは、地方税法の703条の5と変更になります。それから、7割、5割、2割

の減額をするためには、応能と応益割が政令で定める基準であることという条件が今まであったわけですが、それが撤廃されたことによる変更であります。

次に第24条の2、ここが新たに追加された条文ですけれども、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例というものです。非自発的な事由により離職した一定の者に対し、国保税の所得割の算定において前年の給与の3割だけを用いるとするものであります。そして、国保税の7割、5割、2割の減額判定にも、この3割の所得割合を用いるということです。そして、この非自発的な事由により離職した一定の者というのは、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者と、それから②番にある雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由離職者であって受給資格を有する者というふうに限定されています。ですから、「リストラされたから自動的に該当する」っていうのでなくて、いわゆる「職を求めている」、「ハローワークに行っている」方が該当になります。

それから次に第25条の2ですが、ここも新規追加であります。前条で述べられているその特例対象者は、そういう証明する証書を提出して、その軽減を受けるということになります。

次に、附則の第9項になりますが、地方税法の703条の5の第1項変更されたことに伴う改正であります。これ応益割合の撤廃というその部分であります。

附則第20項と21項、町税条例でも説明しましたけれども、「租税条約」というのが「租税条約等」という名称に変わりましたので、それに伴う変更であります。

説明は以上であります。

○議長（須藤正人君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） はい。2番。

この限度額が47万から50万円に、それから後期高齢の支援分の限度額が12万から13万円に引き上げられるわけですが、この対象人数とかは試算しておりますでしょうか。

○議長（須藤正人君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） はい。ただいまのご質問にお答えします。

これに限度額の関連につきましては、全協で申し上げましたけれども、114名が限度額に平成21年度分でいました。この国保税の場合は、毎年、いわゆる平成22年度にどれくらいの税を必要とするか、そして、それに合わせて今年の申告所得の課税ベースに合

わせてどういう率でもっていくかということがあって、これから6月議会に向けてその作業が進められていきますので、その時点で試算というのが出てきますので、現段階では、税率も定まらない、あるいは課税ベースがない、そういう状態では資産というのは不可能でございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ございませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今回のこの国保の3万円の限度額の引き上げ、国保税の場合は所得税とかとは違う意味合いがありまして、いわゆる所得がなくても、その家族の構成人数が多くなれば、限度額に引っかかってくる。そういうきらいが特にある税だというふうに判断をしております。以前から、所得はそれほどではないのに家族の人数が多いために限度額に引っかかる、これをここ数年間で段階的にどんどん値上げしていつている。

どうも私はその家族が多ければここに該当してくる気がしてならないわけですが、当局ではさっき課長が話した114件の中身のですね、家族構成とか構成人数とかって把握しているのでしょうか。

○議長（須藤正人君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） はい。ただいまのご質問にお答えします。

課税限度額世帯を1件ずつリストアップして表にしているというデータはありません。あくまでも電算の中で、限度額を超えた世帯の件数をいわゆる抽出する、あるいは、そのいわゆる超えた金額を集計するという形で限度額世帯というのが、件数と金額とが現れてきますので、どこそこの家のどの世帯が限度額世帯になっているかというのは、課税台帳を1枚ずつめくっていく必要があります。ただ、議員がおっしゃるようなところによっては、家族構成、家族が多い世帯であればやはり均等割りが多くかかりますので、限度額に引っかかる可能性が多くなるというのは事実であります。ただ、一方で世帯人数が多い場合には逆に所得が少ない場合には減額に該当する高くなる可能性が高くなりますので、まあ一概に家族が多いから少ないってということでは、これは論じれないものではないかなと考えております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ございませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） まあ、中身についてはわからないというお答えなんですけど、できればですね、これ1回チェックしてほしいなあというふうに思います。この限度額の中

身ですね、限度額にかかっている21年度の114件の中身を少し精査していただいて、その家族構成と限度額との関連を私も知りたいので、後でもいいですので、出来たら出してもらいたい。出来ますか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） はい。今ここで、確実に出来るとか、出来ないとか返答は、不確かな返答は出来ないわけですけど、多分しようと思えば1件ずつ抽出しながらでどういう家族構成になっているのか、まあ今度の国保税の税率を決めるまでにいろいろまた国保の運協とかもありますので、そういう中でも資料として出せるように進めて行きたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） はい。2番。

町税と同じくこの国保税条例も住民税の日切り法案で4月1日実施ということはわかっているんですけど、ただこの条例というのはやはりもうちょっと重きを持って必ず議会の中で議決するというふうな方法をとってもらいたいと思います。

それと、国保税の負担増になることは、これは確かですので反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

この採決は、起立で行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。

したがって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

日程第20、議案第50号、専決処分事項の報告について（平成21年度八峰町一般会計補正予算（第16号））を議題とします。当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君）

議案第50号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年度八峰町一般会計予算（第16号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成22年4月28日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

八峰町長 加藤和夫

平成21年度八峰町一般会計補正予算（第16号）

平成21年度八峰町の一般会計補正予算（第16号）は、次のとおり定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ487万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,017万7千円とする。

説明に入る前に、提出されております専決処分書について若干ご説明申し上げます。

実は、先日の全員協議会の時にも説明されておりますように、今回出されている専決は、きめ細やかな臨時交付金、或いは、公共投資の臨時交付金の増額に伴ってですね、特に歳出にあたっては、この増額に伴って補正額の一般財源の内訳の変更が主なものになります。

次に2点目は、地方交付税あるいは交付税の額が確定になりましたので、それに伴う補正、専決をやってございます。一般会計のこの補正につきましては、観光振興基金など積立をやってございます。

なお、第10款の教育費の教育委員会に関わる分ですね、これも同様ですので、私の方からご説明申し上げたいと思います。

それでは、8ページの歳入から説明申し上げます。

8 ページ 2 款 1 項 1 目 地方揮発油譲与税、補正額971万6千円の減額ですが、これは説明の方にも書いてありますように譲与税の交付額の決定に伴って、971万6千円を減額するものであります。

2 款 2 項 1 目、自動車重量譲与税。これもですね、交付額の決定に伴って、63万4千円を減額するものであります。

2 款 3 項 1 目、地方道路譲与税。これも交付税の決定に伴って46万1千円を追加するものであります。

3 款 1 項 1 目、利子割交付金、12万円。交付額の決定に伴って12万円を追加するものであります。

4 款 1 項 1 目、配当割交付金。交付金1万円の減額です。交付額決定に伴って減額されます。

5 款 1 項 1 目、株式等譲渡所得割交付金。35万6千円の減額です。同様、決定額に伴って減額されるものです。

7 款 1 項 1 目、ゴルフ場利用税交付金。32万2千円の減額ですが、同様、決定額に伴って減額されます。

8 款 1 項 1 目、自動車取得税交付金、67万5千円。2目、旧法による自動車取得税交付金、81万9千円。交付金の額の決定に伴って減額されるものであります。

9 款 2 項 1 目、特別交付金。19万7千円の交付金。特別交付金の額の決定に伴って19万7千円を追加するものであります。

10 款 1 項 1 目、地方交付税。1億6,865万8千円特別交付税の追加でございます。21年度の地方交付税、普通交付税、あるいは特別交付税、占めて33億4,940万7千円になりますが、全額今回の補正で最終となります。

11 款 1 項 1 目、交通安全対策特別交付金、4万5千円。交付額決定に伴って追加でございます。

14 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金、区分の6の地域活性化・公共投資臨時交付金、7の地域活性化・きめ細かな臨時交付金。地域活性化につきましては、2,104万7千円、きめ細やかな交付金につきましては、2,991万6千円。いずれも交付金の総額に伴う追加補正でございます。7目、災害復旧費国庫補助金。農林水産施設災害復旧費補助金152万6千円。補助金の増額に伴って追加でございます。

17 款 1 項 1 目、一般寄付金。一般寄付金563万9千円。これはハタハタの里観光事業

からの寄付金等でございます。3目、基金費寄付金。13万円の減額ですが、ふるさと八峰応援基金の減額ですが、これはふるさと納税に係るものでございます。実績によりまして13万円を減額とさせていただきました。

18款2項4目、雇用創出基金繰入金。繰入金2千万の減額です。これは、経済危機の臨時交付金で対応するためにですね、雇用基金の方を減額するものであります。

19款1項1目、繰越金。一般会計繰越金6,237万円。前年度の繰越金の一部を予算化するものであります。

20款4項3目、雑入。5,855万3千円。35の建物災害共済金の3,340万3千円。これは、旧峰浜庁舎の火災に伴う無線室の機器類の保険金等々でございます。75市町村振興助成金2,118万7千円。宝くじの収益金の財源でございます。79広域連合派遣職員人件費負担金、396万3千円。これは後期高齢者の医療の広域連合に派遣されている職員のものでございます。

21町債、1町債、1目総務債。区分の1の集会施設建設事業債。これは内荒巻のコミセンでございますが、臨時交付金を充当するために1,600万円を返納するものであります。4の臨時財政政策債、2億7,830万円。これはあの臨時財政対策債でございますが、当年度、年度の当初においてですね、財源不足を予定されまして、それを補うために措置をしていたものであります。決算の見込みの段階で、財源の不足が生じないと、そういうことのために減額されるものであります。6、地域情報基盤整備事業債、1,840万円。これは、繰越明許で町債をやっておったわけですが、全部減額して補助金と交付金できるようになりました。

2 衛生費、1 診療施設整備事業債でございますが、1,270万円。患者輸送のバスの更新事業でした。臨時交付金を充当するために全額減額となりました。

3 農林水産業債、2の林道整備事業債2,410万円。これは事業費の確定によって、減額したものと、22年度に繰越するための追加でございます。

4の4目土木債。1町道整備事業債950万円。事業費の確定によってそれぞれ減額でございます。

5目、消防債。1消防施設整備事業債20万円の減額です。事業費の確定によって減額になりました。

3 歳出。

2款1項1目一般管理費。いずれもあのこれは、あの先ほど申しましたとおり、きめ

細かな特別交付金と公共投資臨時交付金の増額のために補正額の財源の内訳の変更でございまして、数字の内訳の読み上げを省略させていただきますが、一般管理費のところにつきましては、これはあの公用車の車庫の建設事業の財源の内訳の変更でございます。10目の自治振興費につきましては、これはあの、きめ細かな交付金と公共投資の交付金でございますが、外林地区の集会施設の改修事業に、それから、内荒巻コミセンの建設事業であります。

15の地域情報化事業費。これはあの情報通信基盤整備事業のブロードバンドの関係のものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費。これはきめ交による交付金によって社会福祉協議会の事務所の修繕に伴うものの財源変更でございます。8目後期高齢者医療費。これはあの広域連合からの経費の負担金の収入でございます。

3款2項2目子ども園費。埴川子ども園の下水道接続工事の変更であります。

4款1項5目埴川健康センター管理費。埴川健康センターの下水道の接続工事の財源の変更であります。6診療諸費、患者の輸送バスの更新のための財源の変更であります。

6款2項2目林業振興費。これは高能率生産団地路網の整備事業負担金でございます。財源の変更です。3目林業整備費。これはあの林道の埴線他6事業ありますが、いずれもあの財源の内訳の変更であります。

8款2項1目道路維持費。これにつきましてはあの交付金の追加によってこれもあの財源内訳の変更であります。2の道路新設改良費。これもあの財源の変更であります。4の除雪費、同様であります。

8款土木費、3項河川費、2目河川維持費、きめ交の増加に伴って、これはあの山内川、あるいは横間地区の河川、椿等々の河川の財源の変更であります。

9款1項3目消防施設費、第12分団の消防団のホース乾燥等の施設工事の財源の変更でございます。5目防災無線施設費。これはあの防災無線のあの屋外子局の交換の柱の新設工事の財源変更です。

10款2項3 埴川小学校費、埴川小学校下水道接続工事の財源変更でございます。7の旧岩館小学校管理費。旧岩館小学校の水道設備の改修工事に伴う財源でございます。

10款3項2目峰浜中学校費。これはあの、峰浜中学校の体育館の耐震補強工事の財源でございます。3目八森中学校費、八中の教室の間切り、間仕切りの改修工事の財源

変更でございます。

10款3項3 文化活動費。これは、郷土資料館。まあ峰栄館の向かいの旧観峰荘ですが、アスベストの除去の、撤去の工事の財源変更です。5 峰浜文化交流施設管理費。峰栄館の改修工事の財源変更です。

10款5項2目学校給食共同調理場運営費。給食センターの施設整備の事業費の財源変更です。4の体育施設管理費。これはあの、峰浜野球場の設備の更新事業の変更です。

11款1項2目林業施設災害復旧費。林業の災害復旧費の補助金の追加によって財源の変更するものであります。

13款3項8のふるさと八峰応援基金費。これはあの、13万円の減額でございますが、寄付金の実績に合わせて予算を減額するものであります。9目観光振興基金費。25の積立金500万円追加でございます。これは、ハタハタの里観光事業株式会社からの寄付金等でございます。

以上、簡単でございましたけれどもよろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） 議案第50号に入る前に休憩をしたいと思います。休憩します。

1時に再開いたしたいと思います。

午後12時01分 休 憩

.....
午後13時01分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） お尋ねします。8ページの歳入のところですね、地方譲与税の地方揮発油譲与税。これが半減した理由を教えてください。

○議長（須藤正人君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） はい。ただいまのご質問にお答えします。

地方揮発油譲与税の関係ですけれども、これは非常に見込みが立てづらいものでございまして、当初予算でおおよその額をまず計上させていただいたということで、かなりこの減額幅が大きかったと、そういうことで結果ということで捉えていただければ大変ありがたいですが、当初、これくらいは確実に来るだろうという見込みが立てづらかったということでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ございませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） まあ、わかったんですが、どういう、何を根拠にこの税が確定するのかその辺が理解できないと、「ただつかみにくい」とかではちょっと納得いきません。もう一回お願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） はい。

あの、揮発油譲与税に関しては、国で揮発油税、要はガソリン税なわけですね。その中に2つありまして、この地方揮発油譲与税とそれともう1つ別の税が2つあるわけなんです。で、この一定割合につままして、地方に交付するということになっておりまして、要はその消費量、そういったものでも大きく左右されるわけで、そういった意味で、確実にこの程度は来るだろうという、この見込みが非常に立てづらかったということでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

午後13時04分 休 憩

午後13時05分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 3番。

14ページの一般寄付についてお尋ねいたします。ハタハタ館からの500万は、観光振興基金に積立られましたが、ほかの63万9千円について、何名による寄付なのか、それから、使途を指定した寄付はなかったのか。例えば、まあ、奨学金に使ってくださいとか、図書費に充ててくださいとか、そういうのはなかったでしょうか。

○議長（須藤正人君） 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

563万9千円の内訳でございますが、ハタハタの里観光事業株式会社からは500万円と。それでその他ということですか、今資料がございませんので。まあ、内訳は調べればわかるわけですが、その他として64万円となっております。これはあくまで、一般寄付金ということでありまして、「特定の目的に使って欲しい」と申し出があったものではないと、そういうことで一般寄付金として受け入れしております。そういうことでこの

項目に受け入れている、ということでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ございませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） はい。そうすれば、この63万9千円が、何名で63万9千円かというアレはわからないわけですね。今、手元では。

○議長（須藤正人君） 米森企画財政課長。

○企画財政課長（米森昭一君） ええ。今、手元の資料ではわかりませんが、今、その資料を持ち寄ればわかります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ございませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 歳入の15ページの雑入なんですけど。ここで、建物災害共済金っていうことで、3,300万あるんですけども、これ、峰浜庁舎の火災の無線室の分とってたんですが、これ、どうして今になってから入ってきたのかなあって感じなんですけど、その辺ちょっと説明してもらいたいです。

○議長（須藤正人君） 10番議員の質問に対し、答弁を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） はい。議員のご質問にお答えいたします。

火災になりまして、前の管財課長が進めておりましたけれども、なかなか資料が揃わなかったということがありまして、この度やっと申請する書類、それから焼却した物、喪失した物のリストがやっと揃いまして、この度共済の方に申請することができまして、保険金が下りてきたということでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ございませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 今の説明でね、すごい時間がかかったのは書類が揃わなかったとか、資料がないとかっていう話だったけど、共済の方から積極的には来なかったんですか、この分どうのこうのって。一連の流れで持って、共済からみんな来ているんでしょう、お金が、保険金が。だから、なんでこの部分だけが特に遅れたということの説明がない。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） はい。この保険金はですね、防災無線の分でございます、今回新しく旧八森町と旧峰浜村の防災無線を設置した業者が、今回合併してから設置した防災無線の業者さんと異なりまして、前の業者の方に資料を請求したところ、出してもらえなかったわけなんです。それで、こちらの方も無線機、消失した無線機の額とか種類をですね、その資料を請求したところ、前に請求したその業者の方では、「手元に

もうない」ということで、出してもらえなかったということで、その共済の方へ申請するためにはどういものがなくなったか、現存価格がそれくらいあるか、そういう資料を集めるのに時間がかかったということでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） あと、そうすればほかにもうないんですか。請求するようなものは。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） この、今回の防災無線関係ですべて共済金の受け入れが終わりました。以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようであります。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

日程第21、議案第51号、専決事項処分事項の報告について（平成21年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第3号））を議題とします。当局の説明を求めます。伊勢管財課長。

○管財課長（伊勢 均君） はい。

議案第51号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によりまして、平成21年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、議会の承認を求めらるるものでございます。

平成22年4月28日提出

八峰町長 加藤和夫

次の専決処分書お開きください。

専決処分第4号でございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、次のとおり専決処分するという事で平成22年3月31日付けでございます。

平成21年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の補正、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ652万5千円とするものでございます。

5ページをお開きください。2の歳入でございます。2款1項1目繰越金、補正額1万3千円の補正減でございます。これは、前年度の繰越金の減額でございます。

それから、3款1項1目森林農地整備センター造林受託事業収入、29万円の補正増でございます。これは、森林農地整備センター水源林整備受託事業収入。これは、収入間伐でございます。29万241円がセンターより収入なっております。

次ページの歳出でございます。1款1項2目財産管理費、27万7千円の補正額であります。19節負担金補助及び交付金。利用間伐売り払いに伴う交付金、これは先ほどもセンターより29万781円の95パーセントを掛けたもので27万6,241円を関係団体のほうに交付したものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第51条を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

日程第22、議案第52号、専決処分事項の報告について（平成21年度八峰町営簡易水道

事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。当局の説明を求めます。

○建設課長（武田 武君） 議長。

○議長（須藤正人君） はい。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君）

議案第52号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

平成22年4月28日

八峰町長 加藤和夫

次のページをお開き願います。専決処分第5号、専決処分書です。平成21年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,693万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,424万3千円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

内容については、6ページをお開き願います。2 歳入、2款1項1目簡易水道事業費国庫補助金、1節の簡易水道事業費国庫補助金でございます。簡易水道事業の補助金の額の確定によりまして、173万5千円を減額するものでございます。

7款1項1目1節の町債でございます。簡易水道事業債2,260万円、過疎対策事業債、同じく2,260万円、合計4,520万円を減額するものでございます。

3 歳出、2款1項2目峰浜地区施設改良費でございます。この中の15節工事請負費でございますが、中央監視装置設備工事173万5千円の減額、埜地区配水管布設工事、石綿管の取り替え工事でございますが、4,520万円の減額です。特に埜地区の石綿管の更新においては、下水道と共同で行ったことから掘削費等の単独費、これが大幅に減額となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

日程第23、議案第53号、専決処分事項の報告について（平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。当局の説明を求めます。

○建設課長（武田 武君） はい、議長。

○議長（須藤正人君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君）

議案第53号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決処分第6号、専決処分書でございます。平成21年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,525万8千円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

では、内容についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

2 歳入、9款1項1目1節町債でございます。下水道事業債270万円、過疎対策事業債230万円。合計、町債において500万円を減額いたします。

3 歳出。1 款 3 項 1 目農業集落排水事業費でございます。15節の工事請負費でございますが、管路工事関係500万円を減額いたします。これは、工事の請け差等によりまして、埴地区農業集落排水事業の事業費確定により、工事請負費を減額し、あわせてそれに充当する分を減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第53号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって議案第53号は、原案のとおり承認されました。

日程第24、議案第54号、専決処分の報告について（平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。当局の説明を求めます。

○建設課長（武田 武君） はい、議長。

○議長（須藤正人君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君）

議案第54号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成21年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決処分第7号、専決処分書でございます。平成21年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

4万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,210万5千円とするものでございます。内容については、5ページをお開き願います。

2 歳入。4款1項1目1節 前年度繰越金でございます。前年度繰越金は46万8千円、これは起債の償還利子分に充当するため、補正するものでございます。平成20年からの繰越は、236万円で、今回の補正により、保留額は、189万1千円となります。

5款2項1目受託事業収入です。岩館漁港基盤整備事業補償受託事業収入42万7千円の減額です。これは、岩館漁港の荷捌き所の設置に伴い、マンホールポンプを移設する必要があり、県からの受託事業としてマンホールポンプの移設を行っております。

次のページ、6ページをお願いします。3 歳出。1款2項1目岩館地区施設管理費でございます。11節需用費消耗品については、1万9千円の減額です。これは、事務補助費分の受託分です。13委託料。設計業務委託料については10万1千円の減額。これは請け差でございます。15節工事請負費、管渠築造工事となっておりますが、マンホールポンプ関係、施設の移設です。30万7千円の減額です。これも請け差によるものでございます。

次のページ、2款1項2目利子でございます。23償還金利子及び割引料でございますが、下水道債償還利子の予算に不足が生じ、今回専決処分したものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須藤正人君） 議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり承認されました。

日程第25、議案第55号、平成22年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。当局の説明を求めます。

○副町長（佐々木正憲君） はい。

○議長（須藤正人君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君）

議案第55号

平成22年度八峰町一般会計補正予算（第1号）

平成22年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,366万3千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億266万3千円とするものであります。

5ページをお開きになってください。2 歳入。15款2項5目農林水産業費県補助金、補正額187万6千円。区分の1の農業費補助金。187万6千円。7の新規需要米生産体制緊急整備事業補助金146万。16地域調整活動推進事業費補助金41万6千円。7のところはですね、新規の需要米、いわゆる米粉用の、米の粉用の、米粉用米と飼料米用の生産拡大を図るためのものでございます。16番のところは、それに伴う水田再編の事務費でございます。

19款1項1目繰越金、1 一般会計繰越金。3,178万7千円の繰越金です。

6ページ、3 歳出。6款1項3目農業振興費。補正額324万7千円。節の19負担金補助及び交付金324万7千円。1の負担金のカドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業負担金でございますが、これはカドミウムの実証圃の面積の増加に伴って、3万円の追加でございます。2の補助金、八峰町担い手育成応援事業補助金139万2千円。これはですね、3分の1の補助でございますが、4月15日現在の締め切りで申込件数が、増加された分でございます。新規需要米の整備事業の関係でございますが、182万5千円。これにつきましては、営農集団に対する農機具の導入のための補助金でございます。

7 水田農業構造改革対策費41万6千円。これは、地域調整活動推進事業費補助金ですが、八峰町の水田再編に関わる事務費でございます。

7ページ、8款5項1目住宅管理費。補正額3,000万円。区分の負担金補助及び交付金3,000万円。補助金、住宅リフォーム緊急支援事業補助金ですが、これはあの21年度で債務負担行為をお願いしておったものでございますが、それを今回予算化するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 6ページのカドミ吸収抑制対策技術なんとかってこういうふうなものがあるんですけど、このカドミ米の面積の増加っていうことですが、これはあの嚴重に消費者の口に入らないようになってきているのか、どうなのか、カドミ米のことについて少し教えてもらいたいのですが。

○議長（須藤正人君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○農業振興課長（松森尚文君） はい、議長。

○議長（須藤正人君） 松森農業振興課長。

○農業振興課長（松森尚文君） はい。見上議員のご質問にお答えします。

カドミ米。これは秋田県が昔から各地域に鉱山がありまして、その鉱山から川を流れて各水田に蓄積しているものでありまして、秋田県では全国的にも多い県となっております。それで、八峰町の場合にも、毎年、米を出荷する前に農協さん、それから業者のほうで、米を抽出してそのカドミ米がいくら含まれているか測定しております。それで、去年の結果ではありますけど、峰浜地区のある農家の水田から基準値を超える1ppm以上の米が出ております。それで基準は、0.4ppmです。それ以上になりますと、米を主食用として出荷することはできません。それで、0.4ppm以上になりますと、国または県で買い上げて、廃棄処分するというところで、人の口には入りません。それで、去年の調査で出た1ppmの水田、これを対象にして今年度から国の補助事業を受けまして、カドミウムを吸収する米を栽培して、4年間やるということで、その稲を栽培しますと、カドミウムが約6割吸収されて、という結果になっております。その実証試験をやります。それで、カドミの出ている水田面積は、はっきりしたデータはありません。ただ、去年はサンプル調査で八峰町内かなりの箇所から、水田から土を取って、それを専門機関に出して分析調査をしてもらっております。そのデータが2、3日前に来ておるのですが、予想どおりあの八峰町内各地のカドミの土壤に含まれる含有量は多い結果となっております。それでその対策としましては、毎年夏場に水田、水稻の7月15日から穂が出るあたりまで田んぼに水を張ると。そうすれば、カドミの吸収が抑えられるということで、毎年のようにそれを農家に広報とか防災無線等で呼びかけております。今年もそのような対策を講じたいと思っております。

以上です。

- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ございませんか。2番見上政子さん。
- 2番（見上政子さん） はい。全域的にということで土を調査して、土から出てきているようなんですけど、これはもちろん所有者にもちゃんと連絡して、あるわけですよね。で、その人達の不安とか今後のこととかはどのような対策を、先ほどの説明もありましたけれども、どのようになっているのでしょうか。
- 議長（須藤正人君） 答弁を求めます。松森農業振興課長。
- 農業振興課長（松森尚文君） 昨年の秋に、農家の方へ、これはサンプル調査ですので、全農家ではありませんが、通知を出しまして、土壌を取って、カドミの含有量を調べるという通知をして、承諾を得てからやっております。それで、データは昨日、2、3日前に届きましたので、その結果については、あとでその個人には通知したいと考えています。
- 以上です。
- 議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- 7番（皆川鉄也君） 直接予算には関わりはないのですが、配分された転作面積に不足を生じておって、いわゆる加工米の新規需要米の作付を支援するという形とのことですが、今ここにある程度、予算がある程度出ておりますが、この後作付面積が拡大しますと、さらにこういった具体的な予算化は考えられるのでしょうか。転作の面積がいかほど足りなくてこういうお話になっているのか、もしわかりましたら教えてください。
- 議長（須藤正人君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
- 農業振興課長（松森尚文君） はい。
- 議長（須藤正人君） 松森農業振興課長。
- 農業振興課長（松森尚文君） 皆川議員の質問にお答えします。

水田協の事務局が今度役場にきたということで、23日からやっておりますが、まあ、実質的には4月1日から役場が主体となっております。それで、去年の3月に各農家に仮配分通知をして、その後、毎年なんですけど、各農家から営農計画書を出してもらいます。野帳と言いますけども、それに今年度は、どこの田んぼに何を作付けするかということで、今、盛んに集計しておりますので、ほぼまとまりつつあります。それで現在荒集計ですけれど、大体八峰町で去年は余ったんですけど、今年は転作面積で約5ヘクタール少ないということです。それで、今盛んに農家の方へ加工用米、これで

対応できないかということをお願いもしております。それで、聞くところによりますと、三種町さんの方では、10ヘクタールほど転作が余っているということで、去年は逆に八峰町から三種町のほうへ50ヘクタール貸しましたが、今年は逆にそのような貸し借りする方法もあります。それで、各農家は、とも補償によって、加工用米によって転作率が100パーセント、そうでなければ、今年度から始まった米の個別所得モデル事業ですけれど、1反歩あたり1万4千円がもらえないということで、そのように足りない分は三種町から借りる、または、加工用米で対応するというのを今のところ考えております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第56号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。当局の説明を求めます。

○町長（加藤和夫君） 議長。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第56号、八峰町監査委員の選任についてを説明します。

八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字浜田115番地

氏 名 日 沼 照 美（昭和17年11月29日生）

提案理由でございますけれど、この4年間会計処理を始め、適正な業務処理において

さまざま職員に助言していただきましたが、その実績を基に引き続き選任したいので、同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第56号を採決します。
お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第27、議案第57号、八峰町監査委員の選任についてを議題とします。当局の説明を求めます。

○8番（福司憲友君） 関係人事ですので退席させていただきます。
○議長（須藤正人君） 福司憲友議員が退席いたします。
（8番 福司憲友君 退席）

○議長（須藤正人君） 加藤町長から説明を求めます。

○町長（加藤和夫君） はい。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第57号、八峰町監査委員の選任について説明いたします。

八峰町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町水沢字三ツ森カッチキ台230番地

氏 名 福 司 憲 友（昭和24年7月4日生）

議会推選によるものですから、ぜひともご同意願いたいと思います。

福司議員の実力等については、あえて皆様ご存知のとおりでございますので省略させていただきます。

○議長（須藤正人君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって議案第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(8番 福司憲友君 着席)

○議長(須藤正人君) 日程第28、議案第58号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。当局の説明を求めます。

○教育長(千葉良一君) はい。

議長(須藤正人君) 千葉教育長が退席をいたします。

(教育長 千葉良一君 退席)

○町長(加藤和夫君) はい、議長。

○議長(須藤正人君) 加藤町長より説明を求めます。

○町長(加藤和夫君) はい。

議案第58号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

八峰町教育委員会の委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町八森字中浜54番地1

氏 名 千 葉 良 一 (昭和18年10月2日生)

提案理由でございますけれども、この4年間児童生徒の学力向上や八森地区統合小学校のスタート、秋田白神体験センターの運営等に手腕を発揮していただきました。

そういった実績を基に、引き続き任命したいので同意をよろしくお願いします。

○議長(須藤正人君) これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 無記名投票にしたいと思います。

異議なしと認めます。無記名投票で行うことに決しました。

休憩します。

午後13時48分 休 憩

.....
午後13時50分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(須藤正人君) ただいまの出席議員数は議長を含め、14人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条2項の規定によって、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君、12番鈴木一彦君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱確認)

○議長(須藤正人君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

(投 票)

○議長（須藤正人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は開票の立会いをお願いします。

開票をお願いします。

（開 票）

○議長（須藤正人君） 投票の結果を報告します。投票総数13票。有効投票13票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成13票。以上のおり賛成が多数であります。したがって、議案第58号は原案のおり同意することに決定いたしました。

（教育長 千葉良一君 着席）

○議長（須藤正人君） 日程第29、議案第59号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。当局の説明を求めます。

○町長（加藤和夫君） はい、議長。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第59号、八峰町教育委員会委員の任命についてを説明いたします。

八峰町教育委員会の委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜水沢字カッチキ台3番地37

氏 名 皆 川 昭 夫（昭和13年3月16日生）

この4年間、教員経験を活かし、八峰町の児童生徒の学力向上や、教育環境整備に手腕を発揮していただきましたが、その実績を基に引き続き任命したいので、同意をお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。この採決は、前議案と同じように無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(須藤正人君) ただいまの出席議員数は議長を含め、14人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条2項の規定によって、13番芦崎達美君、1番松岡清悦君、2番見上政子さんを指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱確認)

○議長(須藤正人君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

(投票)

○議長(須藤正人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほど立会人に指名した3名の方は開票の立会いをお願いします。開票を願います。

(開票)

○議長(須藤正人君) 投票の結果を報告します。投票総数13票。有効投票13票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成13票。以上のおり賛成が多数です。したがって、議案第59号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成22年第3回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時00分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 _____

同 署名議員 _____

同 署名議員 _____

同 署名議員 _____